

~~・ 提供者に対して行った検査・医療行為の過程において、副作用等の問題が発生した時の責任の所在、具体的な補償について。~~

~~・ 提供を受ける者に対する検査・治療の過程において、副作用等の問題が発生したときの責任の所在、具体的な補償について。~~

提供者への医学的検査・医療行為に伴って発生した副作用、合併症等に対する補償について（P）

（ ） 提供者の権利について

提供者は、提供を受ける者や提供により生まれる子を同定できないこと。

~~提供者に知らせるのは、感染症の検査の結果や採取された精子・卵子・胚の成熟度や数、もしくは提供可能な当該数等の事項等に限られ、精子・卵子の提供によって受精卵が得られたかどうか等の事項は一切提供者に知らされないこと。~~

~~また、提供により提供を受けた者が妊娠・出産に成功したかどうかは、提供者の希望がない限り知らせないこと。~~

提供を受けた結果子供が生まれたかどうかについては、提供者の希望があった場合には提供者に知らせることとされていること

提供者は、提供に関する同意の撤回ができる以外には、提供したものとその結果生まれた子に対して何ら権利を有さず、義務を負わないこと。

3 . 提供により生まれた子について

（ 1 ） 親子関係の確定について

出生する子の法的地位について

（ 法務省法制審議会生殖補助医療関連親子法制部会で検討中 ）

（ 2 ） 提供により生まれた子の出自を知る権利について

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子が当該出自を知る権利を行使することができるためには、親が子に対して当該子が提供により生まれた子であることを告知することが重要であること。

当該精子・卵子・胚を提供した人は、当該その者の個人情報が開示される前であれば開示することを承認する自己の個人情報の範囲を変更できること。（ P ）

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子は、成人後（ P ） その子に係る精子・卵子・胚を提供した人に関する個人情報のうちについて、~~当該精子・卵子・胚を提供した人を特定することができないものについて、~~当該精子・卵子・胚を提供した人がその子に開示することを承認した範囲内で知ることができること。（ P ）

(検討課題 1 第 1 0 次改訂後資料 P 2 2)

(要検討事項)

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子の出自を知る権利として、生まれた子が知ることができる提供者の個人情報の範囲をどのように設定するか？

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子の出自を知る権利を認める。

出自を知る権利の範囲としては、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子が開示を希望する場合、当該生まれた子に対して、

(案 1) 精子・卵子・胚を提供した人に関する個人情報のうち、当該提供した人が当該生まれた子に開示することを承認した範囲内の個人情報 (当該提供した人を特定できる個人情報を含む) を開示する。

(案 2) 当該提供した人を特定できる個人情報を開示する。

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子は、上記に関わらず、自己が結婚を希望する人と結婚した場合に近親婚とならないことの確認を公的管理運営機関に求めることができること。

(3) ~~予期せぬ~~ 予期しない生存児 事態における責任の所在等について

~~予期しない生存児 (突然変異の遺伝病、染色体異常、形態的な先天異常等) の生まれる可能性について。~~

その場合でも、生まれた子を責任を持って養育すべきこと。 ~~に対する義務・権利は提供を受けた夫婦者が持ち、提供者には当該義務・責任は認められないこと。~~

4 . 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の実施、精子・卵子・胚の提供までの手続きや実施医療施設の施設・設備の基準について

(1) インフォームド・コンセント、カウンセリングの手続き等について

同意を実施する具体的な 方法や時期や、 ~~手続き方法等~~ について。

(後述 P 2 1 (2) 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療における同意の取得について) の「(ア) 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受ける夫婦の書面による同意」の決定事項を説明する。

提供を受ける者、提供者 ~~に対する~~ が行った 同意は共に、当該同意に係る当該生殖補助医療の実施前であれば撤回することができること。